

TOKYO XR・メタバース&コンテンツ ビジネスワールド ピッチイベント募集要項

◆申請受付

| | |
|-----------------------|---|
| 主催 | XR・メタバース等産業展 2024 実行委員会 【構成】東京都、(一社)XRコンソーシアム (一社)Metaverse Japan、東京商工会議所 |
| 申請書 及 必要書式 | 公式 WEB サイト (https://xr-meta-biz.tokyo) から申請書フ ァイルをダウンロードのうえ、必要事項を記入いただき必要書 式と共にアップロードしてください  |
| 申請書 受付期間 | 令和5年11月13日(月)～12月15日(金) 17:00 |
| 事務局 (問合せ先) | XR・メタバース等産業展 2024 運営事務局 電話番号：050-8892-0260 (平日10時～18時) メールアドレス： info@xr-meta-biz.tokyo |
| 申請に関する その他 留意事項 | ア お問合せ等は、土日・祝日を除く、10時～18時までです。 イ 申請書提出後の加筆・修正はできません。 ウ 提出された書類は返却しません。 エ 申請及び審査に係る経費は申請者の負担となります。 |



1 趣旨

東京都及びXR・メタバース等産業展 2024 実行委員会（以下、「実行委員会」という。）は、XR・メタバース・コンテンツ等の事業者やクリエイターの方々が一堂に会する「TOKYO XR・メタバース&コンテンツ ビジネスワールド」（以下、「展示会」という。）を初開催します。

展示会では、それぞれの強みを活かした企業間連携の創出や、販路の拡大、情報の収集・交換など、参加されるみなさまに多様なビジネスチャンスを提供してまいります。本ピッチイベントは、展示会の出展者が有する革新的で将来性のある製品、技術・サービス等について表彰し、開発・販売等奨励金を交付します。

2 募集内容

ピッチイベントは以下の4つの部門に分けて開催します。いずれか1つの部門にてエントリーが可能です。

【部門①】XR・メタバース部門

| | |
|-----------|---|
| 形 式 | ビジネスピッチ |
| 対 象 分 野 | XR・メタバース |
| 内 容 ・ 目 的 | XR・メタバース等の分野において、市場の成長を促す魅力的な製品、技術・サービスを発掘し、ビジネスの拡大を後押しします。 |
| 販売等奨励金 | 1位 1,000,000円 2位 500,000円 3位 300,000円 |

【部門②】音楽部門

| | |
|-----------|--|
| 形 式 | コンテスト |
| 対 象 分 野 | 音楽 |
| 内 容 ・ 目 的 | XR・メタバースの空間の魅力を高める楽曲・BGMの制作や、そうした空間を活かした新たな音楽活動に取り組むクリエイターなどを発掘し、その活動を奨励します。 |
| 販売等奨励金 | 1位 300,000円 2位 150,000円 3位 50,000円 |

【部門③】アニメ・キャラクター部門

| | |
|-----------|---|
| 形 式 | コンテスト |
| 対 象 分 野 | アニメ・キャラクター |
| 内 容 ・ 目 的 | XR・メタバースの空間の価値を高める魅力的なストーリーや世界観、キャラクターなどを制作するクリエイターなどを発掘し、その活動を奨励します。 |
| 販売等奨励金 | 1位 300,000円 2位 150,000円 3位 50,000円 |

【部門④】アバター部門

| | |
|-----------|---|
| 形 式 | コンテスト |
| 対 象 分 野 | アバターデザイン |
| 内 容 ・ 目 的 | バーチャル世界において自身のアイデンティティーともなるアバターにつき、コンセプトやデザイン、ファッションなど、創造性に富んだアバターを作り出すクリエイターなどを発掘し、その活動を奨励します。 |
| 販売等奨励金 | 1位 300,000円 2位 150,000円 3位 50,000円 |

3 申請要件

申請にあたっては、前項の募集するテーマ（対象コンテンツ）に記載の内容を有するほか、以下の要件を全て満たす必要があります。

（1）本展示会への出展

本展示会への出展エントリーがお済みでない方は、公式WEBサイト（<https://xr-meta-biz.tokyo>）からお申込みください。オンライン出展のみでのエントリーでも本ピッチイベントにエントリーが可能です。

| 出展対象区分 | ハイブリッド出展 | | オンライン出展のみ | |
|------------|----------|----------|-----------|------|
| | 都内企業 | 都外企業 | 都内企業 | 都外企業 |
| ① 中小企業・団体等 | 77,000円 | 165,000円 | 16,500円 | 同左 |
| ② 小規模企業者等 | 55,000円 | 165,000円 | 16,500円 | |
| ③ 個人事業主等 | 16,500円 | 33,000円 | 4,400円 | |
| ④ 大企業 | 165,000円 | 165,000円 | 16,500円 | |

※税込金額です。詳細は必ず出展者募集要項をご確認ください。

- (2) 東京都を中心に事業活動を行っていること
- ・法人の場合、都内に本店または支店等があること
 - ・個人事業主の場合は、都内で実質的に営業していること
- (3) 申請するコンテンツ等について、主として企画・制作を行っており、知的財産権の全て又は一部を有し、ビジネス展開等に必要な決定権を有しているもの
- ※1：制作工程を他社へ委託している事業者等であっても、自らが企画・制作元で、自社コンテンツ等として販売・提供する場合は対象となります。ただし、法令上許認可等が求められている場合は、当該許認可等が必要です。
- ※2：販売・提供する権利を有しており、且つ申請者（中小企業グループであれば、申請したグループの代表企業名義を含むこと）の名義で販売・提供を行っている又は行う予定のものに限ります。
- (4) 次に掲げる除外事由に該当しないもの
- ・過去5年の間に法令等に違反した事実のあるもの、また法令等に違反するおそれがあるもの。
 - ・暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下、「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）に該当するもの。また、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員等（条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当するもの。
 - ・「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条に規定する風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、支援の対象として社会通念上適切でないと判断される業態を営むもの。
 - ・連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、靈感商法など本事業の表彰先として適切でない業態を営むもの。
 - ・事業税等を滞納（分納）しているもの。
 - ・申請日までの過去5年間に、国・都道府県・区市町村・公益財団法人東京都中小企業振興公社等が実施する補助・助成事業等に関して、不正等の事故を起こしたものの。
 - ・その他、実行委員会が本事業の表彰先として適切でないと判断するもの。

4 審査

審査は、各分野の専門家や有識者等からなる審査委員によって審査会を組織し、以下の審査基準に基づいて行います。応募書類に基づき、書類審査を行います。

なお、審査は非公開で行われ、審査の経過や結果等、審査に関する問い合わせには一切応じられませんので、あらかじめご了承ください。

(1) 審査基準

以下の審査基準について、極めて高い水準にあると判断されるものを表彰の対象とします。

| | | |
|-----------------------|--------------------------|--|
| 審 査 の 視 点 | 【部門①】XR・メタバース部門 | |
| | i 新規性・独創性 | ○製品、技術・サービスに新規性・独創性があるか |
| | ii 市場性 | ○社会的ニーズがあるか ○国内外へのビジネス展開が可能か |
| | iii ビジネスモデル | ○ビジネスモデルが優れているか ○今後の成長が期待できるか |
| | iv 発展性 | ○都内産業の振興・発展に資するものであるか ○新たな市場の創出に発展するか |
| | 【部門②】音楽部門 | |
| | i テーマとの親和性 | ○対象とする客層や利用を想定する仮想空間への適合性はあるか |
| | ii 音楽性 | ○コンセプトに適合した楽曲となっているか |
| | iii 新規性・独創性 | ○新規性や独創性があり、楽曲に魅力を感じるか ○先進的な流通手法であり、かつ、新たな市場の創出に貢献する取組となっているか（新たな音楽活動の場合のみ） |
| | 【部門③】アニメ・キャラクター部門 | |
| | i ストーリー性 | ○背景、設定などの世界観に普遍的な共感性や独創的な魅力があるか |
| | ii 意匠性 | ○空間や登場人物などの形状・色彩等が、ストーリー性を表現するとともに、そのデザインが優れているか |
| | iii 市場性・発展性 | ○国内外での事業展開が期待できるか ○仮想空間だけでなく、その他の分野でも事業展開を期待できる内容となっているか |
| | 【部門④】アバターデザイン部門 | |
| | i コンセプト | ○対象とする客層や利用のフィールドとなる仮想空間の世界観やワールド等への適合性はあるか |
| | ii デザイン性 | ○アバターは、コンセプトに適合するとともに、その造形や表情などが優れているか |
| | iii ファッション性 | ○アバターの衣装や小物等のデザインが魅力的なものとなっているか |

※審査の視点だけでなく、提出された資料等を総合的に判断して審査をいたします。

(2) 審査方法等

①一次審査（書類審査）

申請された全ての製品、技術・サービス等について、申請時に提出していただく書類等を元に専門家・有識者等が審査します。

②二次審査（ピッチイベント）

書類審査を通過した20者（4部門×各5者程度）によるピッチイベントを以下の通り開催します。

●開催日時＜予定＞

ピッチ登壇：令和6年1月26日（金）10時～17時（部門①）

令和6年1月27日（土）10時～17時（部門②～④）

●開催場所＜予定＞

東京ビックサイト南展示場3・4ホール イベントステージ

●主な内容＜予定＞

ピッチ登壇：

- 1 登壇者によるピッチ（1社5分程度）
- 2 審査委員による簡単な講評/質疑応答（1社7分程度）

③審査結果

二次審査後、その場で結果を通知します。

●表彰式：令和6年1月28日（日）時間未定

- 1 審査委員による全体講評
- 2 審査結果発表
- 3 フォトセッション

④受賞者への支援

受賞者には販売等奨励金をお支払いします。また、ピッチイベント終了後も、当展示会コンシェルジュによるマッチング等支援を実施いたします。

5 情報の取扱い

表彰する製品、技術・サービス等については、申請書等に記載されている情報を、表彰式や報告書等の公表用データとして使用する場合がございますので、公表可能なデータをご提出ください。

なお、受賞された場合は、受賞者の承諾を得た範囲で、その製品、技術・サービス等の情報が一般に公開されますので、写真等の使用にあたっては、必ず権利者の承諾を得たうえでご申請ください。

6 申請方法

(1) 期間

令和5年11月13日(月)～12月15日(金)17:00まで

(2) 応募方法

TOKYO XR・メタバース&コンテンツビジネスワールド公式ホームページより、応募フォームに申請書等を添付のうえ、ご提出ください。

(音楽などのコンテンツは事務局指定のファイル形式の提出が必要です。)

(3) 必要な提出物

| 対象 | 必要なもの | 備考 |
|---------------------|--|---|
| 全部門 | 申請書 | 各部門で異なりますので、ダウンロードして、ご記入ください。 |
| | 誓約書 | |
| 【部門①】 XR・メタバース | 対象コンテンツを確認できるもの(任意) | カタログ・パンフレット・プレゼン資料等をアップロードしてください |
| 【部門②】 音楽 | 音楽動画 | MP4形式で提出してください。 |
| 【部門③】 アニメ・キャラクター | アニメ・キャラクター | JPEG形式で提出してください。動画の場合はMP4形式で提出してください。 |
| 【部門④】 アバターデザイン | ・アバターのキャプチャ画像(ファッション性を審査するため、全身がわかるもの。全面・背面・側面) ・モーションデータ(任意) | ・キャプチャ画像はJPEG形式で提出してください。 ・モーションデータがある場合はMP4形式で提出してください。 |

※1: 全ての部門において、一次審査(書類審査)に通過された方は、以下のとおり、直近期分の納税証明書の追加書類提出が必要となります。

【法人】納税証明書(都税事務所発行)

【個人事業主】個人事業税の納税証明書

【個人】住民税の納税証明書又は非課税証明書

※2: 「【部門④】アバターデザイン」において、一次審査(書類審査)を通過された方は、アバターを別ファイル形式で提出いただきます。ファイル形式等は、通過者にのみ、追って事務局からご連絡いたします。

7 スケジュール

| | |
|------------|----------------------------------|
| 令和5年12月15日 | ピッチ会登壇応募締切（17：00まで） |
| 令和6年 1月上旬頃 | 一次審査（書類審査）結果通知 ピッチ会登壇スケジュール連絡 |
| 1月26日～28日 | TOKYO XR・メタバース&コンテンツビジネスワールド開催 |
| 1月26日・27日 | ピッチイベント開催 |
| 1月28日 | 表彰式開催 |

※販売奨励金の振込は、2024年2月下旬頃を予定しています。

8 留意事項

（1）特許権などの取り扱い

特許権・意匠権・商標権・著作権などの知的財産権に関する責任、品質や安全性等に関する責任は、申請者が負うものとします。本事業による表彰は、受賞製品等の安全性、品質等を実行委員会が保証するものではありません。

（2）事故、損害等について

実行委員会及び審査会は、本事業で表彰した受賞企業が行う事業活動により生じた事故、損害等に対する責任について、その理由の如何を問わず、これを負いません。

（3）表彰の取り消しについて

表彰した企業が以下のいずれかに該当した際は、表彰を取り消し、販売等奨励金がすでに交付されている場合は、返還を求めることがあります。

- ・偽り、隠匿その他不正の手段により、表彰されたとき又は表彰されようとしたとき
- ・自社または販売代理店等の関連企業が、投資の勧誘等、製品、技術・サービス等の販売促進以外の目的で本事業を利用した場合
- ・法令違反等、社会通念上表彰企業とすることがふさわしくなく、また実行委員会及び本展示会に対する信用を失墜させる行為があったと認められる場合
- ・暴力団（条例第2条第2号に規定する暴力団をいう。）に該当する、また、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員等（条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当すると判明した場合
- ・「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条に規定する風俗関連業、

ギャンブル業、賭博等、支援の対象として社会通念上適切でないとは判断される業態を営むものであることが判明したとき

- ・過去に国・都道府県・区市町村・公益財団法人東京都中小企業振興公社等が実施する補助・助成事業等に関して、不正等の事故を起こしたことが判明したとき
- ・連鎖販売取引、ネガティブ・オプション(送り付け商法)、催眠商法、靈感商法など表彰先として適切でない業態と判断したとき
- ・製品、技術・サービス等について、特許権等の侵害等の重大な障害があると認められる場合

9 問合わせ先

ご不明な点等がございましたら、以下にお気軽にご連絡ください。

X R・メタバース等産業展 2024 運営事務局
電話番号：050-8892-0260（平日10時～18時）
メールアドレス：info@xr-meta-biz.tokyo

＝申請者情報のお取り扱いについて＝

1 利用目的

- (1) 当該事業の事務連絡や審査、運営管理・統計分析のために使用します。
- (2) 東京都および実行委員会が経営支援・技術支援等各種事業案内やアンケート調査依頼等を行う場合があります。

※上記(2)を辞退される方は、事務局までご連絡ください。

2 第三者への提供

(1) 目的

- ア 本事業の審査にかかる情報提供（本事業の審査委員に限る）
- イ 行政機関からの各種事業案内、アンケート調査依頼等

(2) 項目

氏名、連絡先等、当該事業申込書記載の内容

(3) 手段

電子データ、プリントアウトした用紙

※上記(1)目的のイを辞退される方は、本事業事務局担当者までご連絡ください。

＜個人情報取り扱いについて＞

XR・メタバース等産業展 2024 実行委員会（以下、「実行委員会」という。）では、個人情報の収集・利用・管理について、次のとおり適切に取り扱うとともに、安全性を確保するために次の取り組みを実施する。

1 個人情報の保護に関する法令等の遵守

実行委員会にて企画・実施する展示会（以下、「展示会」という。）の実施にかかる個人情報の取り扱いにあたっては、「個人情報の保護に関する法律」及びその他の関係法令を遵守する。

2 実行委員会としての責務

個人情報を収集する際は、その収集目的を明示し、目的を達成するために必要な範囲内で行うことを明らかにした上で、本人の意思による情報の提供を受けることを原則とする。

また、個人情報の収集目的を超えた実行委員会内における利用及び委員会以外の者への提供は、今後の展示会の開催にかかる案内や、実行委員会構成団体からの施策及びこれに関連する内容の案内・照会等の場合を除き、一切行わない。

3 個人情報の安全管理措置の徹底

個人情報を取り扱う情報管理の責任者を置き、個人情報保護のための適切な管理に取り組む。

また、提供を受けた個人情報を漏えい、盗難、紛失、破壊等から保護し維持するため、適切な対策を講じる。

4 その他個人情報の取り扱いに関する事項

本人から自己の個人情報について開示または利用停止を求められた場合及び開示の結果、誤った情報があり、訂正または削除を求められた場合は遅滞なく対応する。

また、海外に在住する個人の情報の取り扱いについては、その個人が在住する現地の法律等に準ずる対応に努めることとする。

実行委員会委員・事務局及び関係機関のすべての者に対してこの方針を徹底し、セキュリティ意識の向上を図る。